

○浅麓環境施設組合個人情報保護法施行条例施行細則

令和5年2月17日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び浅麓環境施設組合個人情報保護法施行条例（令和5年浅麓環境施設組合条例第1号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人情報管理責任者等)

第3条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 浅麓環境施設組合事務分掌規程（昭和58年浅麓環境施設組合訓令第1号）第4条第1項に規定する所長

(2) 浅麓環境施設組合監査委員条例（昭和41年浅麓環境施設組合条例第18号）第6条に規定する書記

(3) 小諸市等公平委員会共同設置規約（昭和42年小諸市告示第10号）第5条に規定する公平委員会の事務を補助する職員のうちから委員長が指名する者

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第4条 令第28条第4項の規則で定める方法は、現金により納付する方法とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(浅麓環境施設組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 浅麓環境施設組合個人情報保護条例施行規則（令和3年浅麓環境施設組合規則第2号）は、廃止する。